

社会福祉法人ぷらいむキッズ定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人ぷらいむキッズという。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を神奈川県横浜市都筑区東山田町 349 番 2 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 監事 2 名
- (2) 事務局員 1 名
- (3) 外部委員 1 名

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

- 4 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定めることができる。
- 5 第3項に基づき、理事会が選任候補者の推薦の提案を行う場合には当該候補者が評議員として適任と判断した理由を、評議員の解任の提案を行う場合は不適任と判断した理由を、それぞれ評議員選任・解任委員会の委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 7 前項の決議にあたっては、監事が弁護士資格を有する場合を除き、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、前年度の総額が社会福祉法人会計をいわゆる企業会計に引き直した場合の経常利益の0.63%又は売上高の0.058%を超えない範囲で、評議員の員数で按分した額を、報酬として支給することができる。ただし、年額2万円を下回らないものとする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 公益事業・収益事業に関する重要な事項（※事業がある場合のみ）
- (10) 解散
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全会一致をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名二人がこれに署名し、又は記名押印する方法によることもできる。

第四章 役員及び〈会計監査人並びに〉職員

(役員の数等)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 この法人に会計監査人を置く

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項に掲げる評議員会の決議に基づき、理事長は理事及び監事並びに会計監査人に対して、当該職務を委任する。
- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員任期)

第二〇条 理事及び監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 第一項に関わらず、理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員報酬等)

第二一条 法人は、理事に対して別表1を上限とする報酬を支給する。

- 2 前項にかかわらず、職員が理事を兼務する場合は、職員としての給与との総額が別表1を上回らないように定めるものとする。
- 3 非常勤の理事がある場合には、実働日数に応じた日割り計算した額を上回らない額の報酬を支給する。
- 4 理事に対する個別の支給額は第1項に定める上限の範囲内で、理事長がこれを定める。
- 5 役員には費用を弁償することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設長の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第二四条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、次の各号に掲げるほか、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 施設長等の任免を除く人事
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 職員の労務管理及び福利厚生に関する事項
 - (4) 設備資金の借入れに関する契約であって予算の範囲のもの
 - (5) 債権の免除・効力の変更(ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。)
 - (6) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
 - (7) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次に掲げるほか、法人年間予算の5%を上回らないもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - (8) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分であって、法人年間予算の5%を上回らないもの
 - (9) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄(ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。)
 - (10) 予算上の予備費の支出
 - (11) 同一の会計区分の大項目に属する中項目以下の予算の組替え
 - (12) 利用者の日常の処遇に関すること
 - (13) 寄付金の受入れに関する決定(ただし、法人運営に重大な影響がある場合を除く。)
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこ

れを招集しなければならない。

- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 10 出席した理事長及び当該理事会に出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事長の職務の代理)

第二五条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第二六条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び法令により適用ある横浜市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意を述べるものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二七条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

横浜市都筑区東山田町 349 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺 3 階建
やまた保育園園舎 1 棟(517.³² 平方メートル)

川崎市幸区南加瀬二丁目 2015 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
ひよし保育園園舎 1 棟(586.⁸⁰平方メートル)

川崎市幸区河原町 1 番地 77 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
みなみがわら保育園園舎 1 棟(1365.²²平方メートル)

川崎市幸区下平間字稲荷耕地 1 番地 11、1 番地 10 所在の木造合金メッキ鋼板ぶ
き 2 階建

かしまだ保育園園舎 1 棟(1086.¹²平方メートル)

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二八条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、横浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第二九条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は有価証券に換えて、保管する。ただし、理事長が認める場合には、各施設が日常の用に供する現金については、施設毎に 50 万円を上回らない範囲で、現金で保管することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式その他の金融商品取引法の有価証券に換えて保管することができる。

(特別会計)

第三〇条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項に掲げる予算を補正する場合も同様とする。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行ない、又は、行おうとする学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、横浜市長の認可を受けるものとする。ただし、社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。

- 2 社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項をしたときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出るものとする。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人都筑福祉会の掲示場に掲示する。ただし、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報により公告する。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	栗原 雅弘
理事	関水 実
理事	藤村 出
理事	高橋 幸治
理事	谷 玲子
理事	宮田 洋子
監事	栗原 行雄
監事	酒井 年子

この定款は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する

附 則 (平成 29 年 2 月 18 日)

第一条 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第二条 第五条に関わらず、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上 7 名以内とする。

第三条 第十条、第十五条第 4 項、第十六条第 1 項、第 2 項、第十九条各項、第二五条各項の定めにかかわらず、事業活動計算書におけるサービス活動収益が 10 億円未満かつ貸借対照表における負債が 20 億円未満の間は、会計監査人を選任しないことができる。この場合においては、適用ある法令の定めに従う。

附則 (平成 29 年 5 月 27 日)

第四条 この定款は平成 29 年 5 月 27 日から施行する。

附則 (令和 2 年 2 月 14 日)

第五条 この定款は令和 2 年 2 月 14 日から施行する。

附則 (令和 2 年 2 月 15 日)

第六条 この定款は令和 2 年 2 月 15 日から施行する。

附則 (令和 4 年 6 月 25 日)

第六条 この定款は令和 4 年 6 月 25 日から施行する。

役職名	支給の基準
理事長	<p>次の(1)乃至(3)に掲げる額の合計額を報酬の上限とする。</p> <p>(1)横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月31日条例第15号)第4条第1号別表第1における行政職員給料表の俸給表の次に定める号俸に相当する額に、同条例及びその下位規則の定める地域手当、管理職手当を加算した額</p> <p>サービス活動収益が2億円未満の場合 5級</p> <p>サービス活動収益が2億円以上4億円未満の場合 6級</p> <p>サービス活動収益が4億円以上10億円未満の場合 7級</p> <p>サービス活動収益が10億円以上の場合 8級</p> <p>(2)横浜市退職手当条例(昭和24年8月3日条例第40号)に定める額</p> <p>(3)公的機関からの委託費及び補助金を得ずに行う収益事業にかかる経常利益相当額の20%</p>
理事	<p>次の(1)乃至(3)に掲げる額の合計額を報酬の上限とする。</p> <p>(1)横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月31日条例第15号)第4条第1号別表第1における行政職員給料表の俸給表の次に定める号俸に相当する額に、同条例及びその下位規則の定める地域手当、管理職手当を加算した額</p> <p>サービス活動収益が2億円未満の場合 4級</p> <p>サービス活動収益が2億円以上4億円未満の場合 5級</p> <p>サービス活動収益が4億円以上10億円未満の場合 6級</p> <p>サービス活動収益が10億円以上の場合 7級</p> <p>(2)横浜市退職手当条例(昭和24年8月3日条例第40号)に定める額</p> <p>(3)公的機関からの委託費及び補助金を得ずに行う収益事業にかかる経常利益相当額の5%</p>
監事	<p>評議員の報酬額の4倍</p> <p>ただし、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の国家資格を有する場合であって、各団体において標準報酬が公表されている場合は、当該基準によることができる。</p>